

參考資料

(様式 1-1)

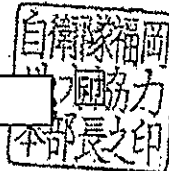
受付番号 12

第 号

令和 元年 5 月 13 日

(あて先) 福岡市中央区長

(申請者) 自衛隊 福岡地方協力本部長
1 等陸佐



住民基本台帳閲覧申請書

(国又は地方公共団体による申請用)

裏面の注意事項を必ずお読みください。

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申請します。

閲覧申請機関の名称	住所(所在地)	福岡市博多区竹丘町1-12		
	機関の名称	自衛隊福岡地方協力本部		
	担当者, 連絡先電話番号	自衛隊福岡地方協力本部福岡地域事務所長 [] 092(414)5100		
	閲覧者	職名	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 広報官	氏名 []
	事務責任者	職名	自衛隊福岡地方協力本部長	氏名 []
閲覧申請内容	申請事由 (具体的に記入してください。)	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第29条第1項及び第3.5条)		
	申請に係る住民の範囲 ※閲覧対象者の内容及び地区等を記入してください。	福岡市中央区全域に居住し、出生の年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日までの男子及び女子(日本人住民に限る)		
	閲覧事項の管理方法	閲覧予定件数	500件	
	個人情報の処分及び時期	令和元年9月30日に処分します。		
	処分方法	シュレッダーにて裁断		
	閲覧希望日	令和 元年 6 月 18 日	午前	午後
	令和 元年 6 月 19 日	午前	午後	
	令和 元年 6 月 20 日	午前	午後	
	令和 元年 6 月 21 日	午前	午後	



総行市第108号
平成19年6月29日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長



防衛省からの住民基本台帳法に関する疑義について（通知）

今般、防衛省人事教育局人材育成課長からの問い合わせに対して、下記のように回答をしました。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求について、各市区町村において適切に対処していただく上での参考になると考えますので、この旨、貴都道府県内市区町村に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

問1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定に基づき、国又は地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために必要であるとして、住民基本台帳の写しの一部を閲覧することを請求した場合には、当該請求が住民基本台帳法第11条及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第1条に規定する要件を満たしている限りは、当該閲覧は認められるものと解してよいか。

答 貴見のとおり。

問2 防衛省においては、地方協力本部が、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第6号に規定する職員の補充の一環として、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第29条第1項及び第35条の規定に基づき、自衛隊員の募集に関する事務を行っている。

地方協力本部が、これらの法令に基づき行う自衛隊員の募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解してよいか。

答 貴見のとおり。

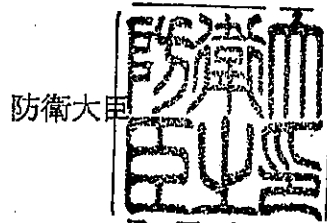


決裁 印 自衛隊	日 31 4 17	課長 	区政係長 	係員
----------------	--------------------	--------	----------	--------

自衛隊福岡地方協力本部福岡地区隊
 免口持本

防人育第6684号
 31. 4. 3

福岡県
 福岡市長 殿



自衛官募集等の推進について（依頼）

自衛官等の募集については、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

自衛隊は、我が国の防衛のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、我が国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っております。今後もこれらの任務を全うするため、強い使命感、責任感を持ち、いかなる状況下でも適切に対応することができる質の高い人材を確保することが、これまで以上に重要となっていると考えております。

昨年12月には、今後の防衛のあるべき姿について新たな指針を示す「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」が閣議決定されました。これらの中でも地方公共団体との連携を含む募集の推進について明記されているところであり、防衛省としては今まで以上に募集に力を入れるとともに、地域住民と日頃直に接している全国の地方公共団体の皆様の御理解を得て、相互の協力関係を一層強化して参りたいと考えております。

つきましては、以下の3点についてお願い申し上げます。

1 募集対象者情報の提出について

自衛官の募集環境が厳しい中、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうため幅広く広報をしたいと考えており、募集対象者情報を入手し、広報資料の送付などを行っております。このため、貴市区町村から自衛隊地方協力本部への募集対象者情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報のみ）の紙媒体、電子媒体での提出をお願いいたします。事務の細部については、各地方協力本部より調整いたしますので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。御提供いただいた募集対象者情報は、自衛官募集業務においてのみ適切に使用するとともに、その管理については、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理させていただいております。



2 募集対象者情報の提出以外の募集事務の実施について

募集対象者情報の提出に加え、地方自治体における広報宣伝等の募集事務の一部の実施につきましても、引き続き、各地方協力本部と調整しつつ各種御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

3 入隊予定者激励会開催及び若年定年退職自衛官の防災関係部門での活用について

地域を挙げた様々な激励会等は入隊予定者にとって大きな励みとなっており、引き続き地方公共団体の皆様に入隊予定者激励会の開催について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、退職自衛官の防災部門での採用は、自衛隊で培った知識や経験を社会に還元するだけでなく、地域の防災基盤の強化にもつながるものであることから、防災のプロフェッショナルとしての退職自衛官の防災関係部門での活用についても、引き続き、緊密な連携を図らせて頂きますようお願い申し上げます。

(参考) 募集事務の一部の実施に関する法的根拠について

都道府県知事及び市町村長は自衛隊法第97条により、「自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて、自衛隊法施行令に各種事務が定められ、募集事務の一部（広報宣伝（施行令第119条）及び報告又は資料の提出（施行令第120条）等）は、地方自治法施行令における第1号法定受託事務に当たります。特に、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠をもって、募集対象者情報の提出をお願いしているものです。

【新システム閲覧台帳】

生年月日等、閲覧の対象範囲で町名ごとに抽出可能

閲覧台帳

東区

町丁名 名島5丁目

氏名/通称または旧氏

生年月日

性別

氏名

住所	氏名/通称または旧氏	生年月日	性別
名島5丁目 番3号		2001/ /	男
名島5丁目 番10号		2002/ /	男
名島5丁目 番1号		2001/ /	男
名島5丁目 番10号		2001/ /	女
名島5丁目 番16号		2001/ /	女
名島5丁目 番28号		2001/ /	女
名島5丁目 番1号		2002/ /	女
名島5丁目 番8号		2001/ /	男
名島5丁目 番18号		2001/ /	男
名島5丁目 番10号		2001/ /	男
名島5丁目 番21号		2001/ /	男
名島5丁目 番25号		2002/ /	女
名島5丁目 番8号		2001/ /	男
名島5丁目 番28号		2001/ /	女
名島5丁目 番2号		2001/ /	女
名島5丁目 番5号		2001/ /	男
名島5丁目 番35- 号		2001/ /	男
名島5丁目 番35- 号		2001/ /	男
名島5丁目 番35- 号		2001/ /	女
名島5丁目 番35- 号		2001/ /	女
名島5丁目 番8- 号		2002/ /	女
名島5丁目 番8- 号		2001/ /	男
名島5丁目 番2- 号		2002/ /	女
名島5丁目 番24号		2001/ /	男
名島5丁目 番32号		2001/ /	男
名島5丁目 番35- 号		2002/ /	女
名島5丁目 番35- 号		2001/ /	男
名島5丁目 番35- 号		2002/ /	女
名島5丁目 番35- 号		2001/ /	男
名島5丁目 番36- 号		2002/ /	女
名島5丁目 番48- 号		2001/ /	男
名島5丁目 番48- 号		2001/ /	女
名島5丁目 番23- 号		2001/ /	男
名島5丁目 番23- 号		2002/ /	女

質問主意書及び答弁書(抜粋)

平成26年9月29日提出「高校生等に対する自衛官等募集ダイレクトメール送付及び住民基本台帳情報利用に関する質問主意書」及び同年10月7日答弁書より抜粋

質問第2号 提出者 阿部知子

【質問】五の②

住民基本台帳法には国の機関による写しの閲覧は規定されているが、このような「提供」に係る明文規定はなく、同法上「提供」は予定されていないと考えられる。住民基本台帳法の趣旨及び条文に照らして、市町村による適齢者情報の提供がなぜ認められるのか、明確な根拠を示されたい。

内閣衆質187第2号 内閣総理大臣 安倍晋三

【答弁】五の②について

自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村の長が自衛隊地方協力本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)上に明文の規定がないからといって、特段の問題を生ずるものではないと考える。